# ●地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じ、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定め、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じ、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に制定されました。

### •健全化判断比率の公表

毎年度、4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担 比率)を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

### ・財政の早期健全化(イエローカード)

健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」以上の場合には、議会の議決を経て、 財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率については 「実質赤字を解消」、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の3つの比率は「早期健全 化未満」とすることを目標とした「財政健全化計画」を定め、速やかに公表し、県知事へ報告しなけ ればならないこととされています。

### ・財政の再生(レッドカード)

健全化判断比率のうち将来負担比率を除く、3つの比率のいずれかが、「財政再生基準」以上の場合には、議会の議決を経て、財政状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は「実質赤字を解消」、連結実質赤字比率、実質公債費比率の2つの比率は、「早期健全化未満」とすることを目標とした「財政再生計画」を定め、速やかに公表し、県知事を経由して総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

## ・公営企業の経営の健全化

公営企業(病院・水道・下水道等)を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足 比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。この比率が、 「経営健全化基準」以上の場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の 期間内に、「経営健全化基準」未満とすることを目標とした「経営健全化計画」を定め、速やかに公 表し、県知事へ報告しなければならないこととされています。

## ·施行等

健全化判断比率等の公表は、平成19年度決算から適用し、計画策定等の規定については、平成20年度決算に基づく指標から適用されます。